

第46号議案

財産の処分について

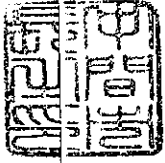
下記のとおり財産を処分したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年9月4日提出

中間市長 福田 浩

記

- 1 処分する財産 土地
- 2 処分財産の表示
 - (1) 所在 中間市岩瀬三丁目
地番 605番2の内(B)
登記地目 雑種地
地積 28,213.00㎡
潰地 7,527.54㎡
 - (2) 所在 遠賀郡水巻町吉田南五丁目
地番 605番15の内(B)
登記地目 雑種地
地積 3,740.00㎡
潰地 5.10㎡
- 3 相手方 福岡県
- 4 処分金額
 - (1) 42,681,151円
 - (2) 28,917円
 - 計 42,710,068円



土地売買仮契約書

福岡県が施行する中間水巻線道路改良事業に必要な土地について、売出人 福岡県中間市（以下「甲」という。）と買受人 福岡県（以下「乙」という。）とは、下記の条項により土地売買仮契約を締結する。

この契約は仮契約であり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年中間市条例第2号）第3条の規定により、議会の議決を得たときに本契約として効力を生じるものとする。その場合においても別に契約書を作成せず、この契約書をもって本契約書とする。

なお、議会で議決が得られなかった場合は、この契約は無効となるものとし、その場合においても、甲は、乙に対していかなる責任も負わない。

（売買物件）

第1条 甲は、その所有する末尾記載の土地（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙は、これを買受ける。

（売買代金）

第2条 売買物件の売買代金は、金42,710,068円とする。

（面積等の確認）

第3条 甲及び乙は、売買物件の所在、面積等を確認したうえで、この契約を締結する。

（売買代金の支払）

第4条 乙は、甲の議会の議決を得た後、甲の請求に基づき、当該請求書を受理した日から30日以内に売買代金を支払わなければならない。

（所有権の移転）

第5条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに甲から乙に移転するものとする。

（登記の嘱託等）

第6条 売買物件の所有権移転登記は、前条の規定により売買物件の所有権が移転した後、甲が、これに必要な書類一切を遅滞なく乙に提出し、乙が所轄法務局に対し登記の嘱託をするものとする。
2 所有権移転登記に要する費用は、乙の負担とする。

（売買物件の引渡し）

第7条 甲は、所有権移転登記後速やかに、売買物件を現状のまま乙に引き渡すものとする。

2 乙は、売買物件の引渡しを受けたときは、甲の定めるところにより直ちに受領書を甲に提出するものとする。

（条件）

第8条 乙は、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所又はその他これに類するものように供し、また、これらの用に供されることを知りながら売買物件の所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないものとする。

（実地調査等）

第9条 甲は、前条に定める義務の履行状況を確認するため随時に実地調査し、又は乙に対し所要の報告を求めることができる。この場合において、乙は調査を拒み、妨げ、忌避し、又は報告を怠ってはならないものとする。

（危険負担）

第10条 この契約締結後、売買物件が甲の責めに帰することができない理由により滅失し、又は毀損した場合は、その損失は乙の負担とする。



(担保責任)

第11条 乙は、この契約締結後売買物件に面積の不足、隠れた瑕疵等のあることを発見しても売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(契約解除)

第12条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告なしにこの契約を解除することができるものとする。

(違約金)

第13条 乙は、第8条に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の30に相当する額を違約金として、甲の指定する日までに甲に支払わなければならない。

2 乙は、第9条に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の10に相当する額を違約金として、甲の指定する日までに甲に支払わなければならない。

3 前各項に定める違約金は、損害賠償額の予定とは解釈しない。なお、損害賠償額については、第15条の規定によるものとする。

(乙の原状回復義務)

第14条 乙は、第12条の規定により契約が解除されたときは、甲の指定する日までに売買物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が当該物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項の規定により売買物件を甲に返還するときは、所轄法務局に対し当該物件の所有権移転登記の抹消登記の嘱託をしなければならない。

(損害賠償)

第15条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第16条 乙は、第12条の規定によりこの契約を解除された場合において、売買物件に投じた有益費、必要費又はその他の費用があっても、これを甲に請求することができないものとする。

(返還金)

第17条 甲は、この契約を解除したときは、収納済みの売買代金を乙に返還するものとする。ただし、この返還金には利子を付さない。

2 甲は、この契約を解除した場合において乙が負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、この契約を解除した場合において乙が損害を受けることがあっても、これを賠償しない。

4 甲は、この契約を解除した場合において乙がこの売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は賠償しない。

(返還金の相殺)

第18条 甲は、前条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第15条の規定により甲に支払うべき金額があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第19条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第20条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(裁判管轄)

第21条 本契約に関する訴えの管轄は、中間市役所所在地を管轄区域とする福岡地方裁判所小倉支部とする。

(疑義等の協議)

第22条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

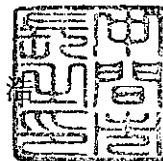
この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成 30 年 8 月 17 日

「甲」 福岡県中間市

中間市長

福田



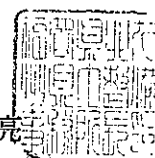
「乙」 福岡県

福岡県北九州県土整備事務所長

久保

尚

亮



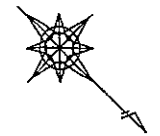
売買物件

所在	地番	登記地目	地積 (㎡)	潰地 (㎡)	単価 (円/㎡)	金額 (円)
中間市岩瀬三丁目	605番2の内(B)	雑種地	28,213.00	7,527.54	5,670	42,681,151
遠賀郡水巻町吉田南五丁目	605番15の内(B)	雑種地	3,740.00	5.10	5,670	28,917

地番	A605-2, B605- C605-, D605-
土地の所在	中間市岩瀬三丁目

地積測量図

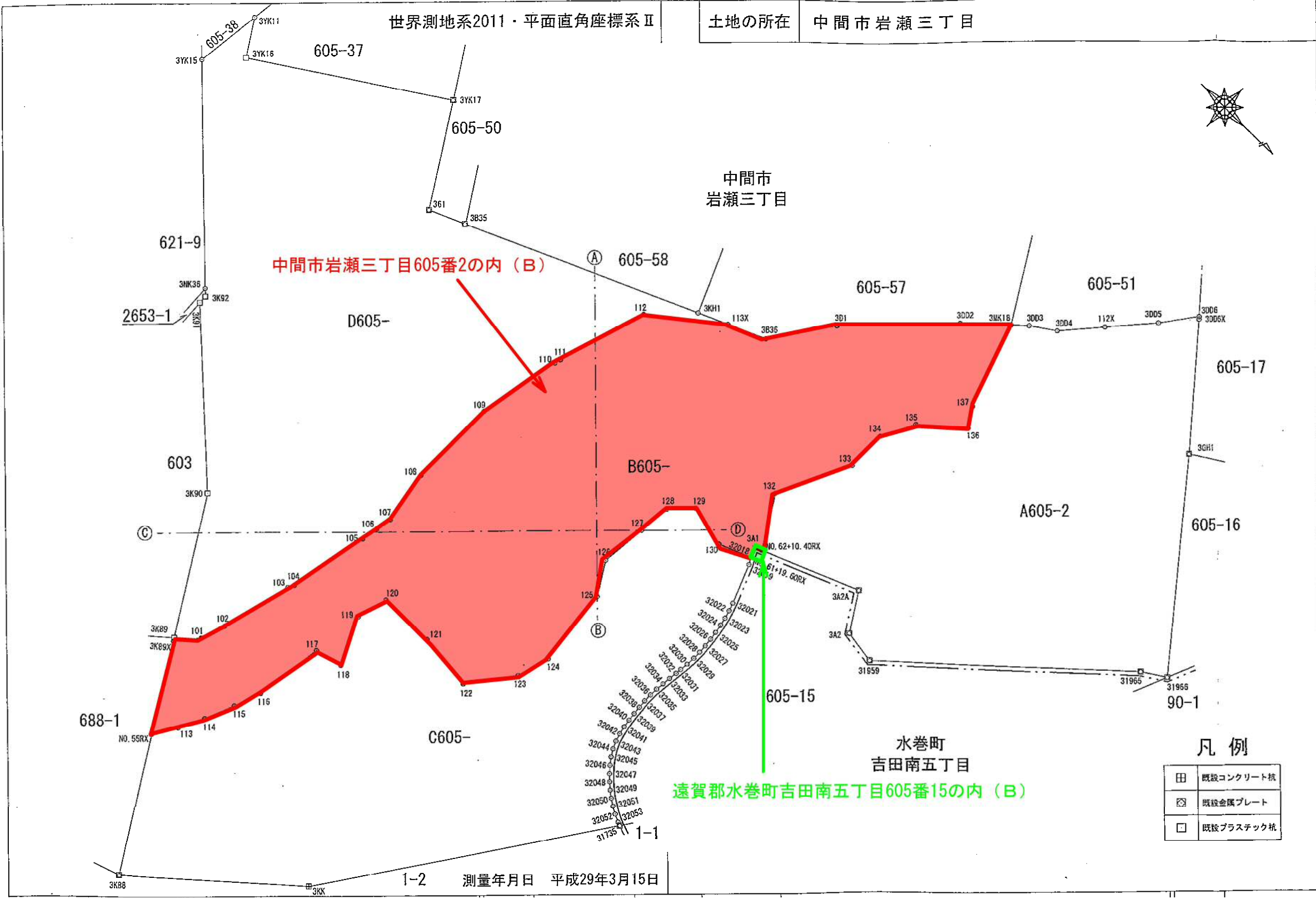
世界測地系2011・平面直角座標系Ⅱ



中間市
岩瀬三丁目

中間市岩瀬三丁目605番2の内 (B)

遠賀郡水巻町吉田南五丁目605番15の内 (B)



凡例

田	既設コンクリート杭
☒	既設金属プレート
□	既設プラスチック杭

1-2 測量年月日 平成29年3月15日